# 高輪学園同窓会会則

◇昭和23年11月７日制定　◇昭和39年11月２日改正
◇昭和55年12月14日改正　◇昭和59年５月27日改正
◇昭和63年５月22日改正　◇平成４年５月24日改正
◇平成15年５月25日改正

(名称)
第１条　この会は、高輪学園同窓会という。
(本部及び支部)
第２条　この会は、学校法人高輪学園内に本部をおき、必要ある場合は支部をおくことができる。
(目的)
第３条　この会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の社会的活動の助長を図り、あわせて、母校の発展に寄与することを目的とする。
(事業)
第４条　この会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
⑴会報、会員名簿の発行
⑵講演会、懇談会などの開催
⑶その他この会の目的を達成するため必要な事業
(会員の範囲)
第５条　この会は、次の各項において定める会員により組織する。
⑴文学寮・第１仏教中学・高輪中学校・高輪商業学校・高輪高等学校（全日制・定時制）・高輪商業高等学校（全日制・定時制）高輪第２中学校を卒業した者又は修了した者及び中途退学者で入会を希望する者を正会員とする。
⑵現教職員、かつて在籍した教職員、学校法人高輪学園の役職員及び本会常任理事会、理事会の承認を得た者を特別会員とする。
(役員)
第６条　この会に次の役員をおく。

| | |
|---|---|
| 名誉会長 | １名 |
| 会長 | １名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 理事 | 約60名 |
| 監事 | ２名 |
| 評議員 | 約600名 |
| 顧問 | 若干名 |

(役員の選任)
第７条　名誉会長・会長・副会長・常任理事・理事・監事・評議員・顧問の選任は、総会の承認を得なければならない。
(事務局)
第８条　この会に事務局をおき、常任理事・理事・評議員の中から事務局員を会長が委嘱する。
(役員の任務)
第９条
⑴名誉会長は、最高顧問とする。
⑵会長は、会務を総理し、本会を代表する。
⑶副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
⑷常任理事は本会の常務を審議、処理する。
⑸理事は、理事会を開き、会務の重要事項を議決する。
⑹監事は、会務・会計を監査する。
⑺評議員は、評議員会を開き、総会に代わる重要議題を審議決定する。
(役員の任期)
第10条　役員の任期は、２年とする。ただし、再選を妨げない。補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了しても後任の定まるまでは、その職務を行わなければならない。
(総会)
第11条　通常総会は２年ごとに５月第４日曜日に開催し、予算・決算の承認、会務の計画・報告の承認、役員の補充等を審議決定する。臨時総会は、必要に応じて開催する。
(理事会)
第12条　理事会は、理事をもって組織する。
(評議員会)
第13条　評議員会は、通常総会がない年に、これに代わって年１回開催する。審議内容は第11条に準ずる。臨時評議員会は、必要に応じて開催する。
(総会の議決)
第14条　総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。総会の議長は、会長とし、可否同数のときは会長の決するところによる。
(常任理事会・理事会・評議員会の議決)
第15条　常任理事会、理事会の議決についても前条の規定を準用する。
(経費)
第16条　この会の経費は、会費・寄付金・預貯金利子その他の雑収入などとする。
(会費)
第17条　新たに会員となる者は終身会費12,000円を納入しなければならない。ただし、必要がある場合は、臨時会費を徴収することがある。
(会計年度)
第18条　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。
(決算)
第19条　この会の収支は、監事の監査を得て、総会に報告し承認を得なければならない。

# 施行細則

◇昭和55年11月14日制定　◇昭和63年５月22日改正
◇平成４年５月24日改正　◇平成15年５月25日改正

(理事会)
第１条
⑴理事会は随時、会長が招集する。ただし、会長は理事総数の３分の２以上から会議に付議すべき事項を示して、理事会の召集を請求された場合には、その請求のあった日から７日以内に、これを召集しなければならない。
⑵理事会を招集するには、各理事に対し、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、止むを得ない場合には、電話連絡その他相当と認められる方法によることができる。
⑶前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
⑷理事会に議長をおき、会長をもって充てる。
⑸理事会は、理事総数の過半数理事が出席（委任状を含む）しなければ、会議を開き、議決することができない。
⑹理事会の議事は、出席理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、予算、規則の制定・改廃事項については出席理事総数の３分の２以上の議決がなければならない。
⑺前項の場合において議長は、議決に加わることができない。
⑻理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について、書面でその意思を表示することができる。この場合その理事は、理事会に出席したものとみなされる。
⑼理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
(支部)
第２条
⑴会則第２条による支部設置は、会員20名以上の地域グループその他の方法により組織し、常任理事会、理事会の承認を得なければならない。
⑵支部は、この会の趣旨に沿って活動し、その状況を会長に報告しなければならない。支部の役員は、会則第６条の役職に該当しない。
(事業)
第３条　会則第４条の事業を行うときは、常任理事会・理事会の議を得て実施し、特別の場合は正副会長協議の上実施し、常任理事会・理事会に報告することとする。
(役員の選任)
第４条　会則第６条に定める役員の選任は、次のとおりとする。
⑴名誉会長の選出
会長が推薦し、常任理事会・理事会の承認を得て委嘱する。
⑵会長の選出
常任理事・理事の互選とし、理事会の推薦を得て、総会の承認を得たものとする。
⑶副会長の選出
常任理事・理事の中から会長が推薦し、理事会の承認を得たものとする。
⑷常任理事の選出
会長が理事の中から推薦し、理事会の承認を得たものとする。
⑸理事の選出
評議員を１年以上続けた会員で、現理事２名以上の推薦を得て、かつ理事会において出席者の過半数の賛同を得たものとする。
⑹監事の選出
会長が理事の中から推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。
⑺評議員の選出
原則として、卒業年度の各クラスから２名以上とする。
⑻顧問
顧問は、会長が推薦し、常任理事会・理事会の承認を得て委嘱する。
第５条　会則第５条⑵の評議員の選出は、評議員の推薦によるものとする。
(臨時総会)
第６条　会則第11条に定める臨時総会は、会長または常任理事会・理事会の議を得て招集することができる。ただし、総会を構成する会員総数の４分の１以上の会員から請求があった場合には、招集しなければならない。
(総会の定足数)
第７条　総会の定足数は、招集日に出席した出席会員数とする。
(会費納入の特例)
第８条　会則第５条⑵の会員からは、原則として会費は徴収しない。
(臨時会費)
第９条　臨時会費は、総会または評議員の議を得て徴収することができる。
(慶弔・見舞金規定)
第10条　役員及び同窓会に功績のあった会員に慶弔・見舞金をおくることができる。
(細則の改正)
第11条　この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限り常任理事会・理事会の議を得て定めることができる。
第12条　常任理事会・理事会が、この細則の制定・改廃した場合は、次期総会または、評議員会に報告しなければならない。